

苦情処理制度に関する労働協約

国立大学法人信州大学（以下、甲）と信州大学教職員組合（以下、乙）とは、苦情処理制度について、次の通り協定する。

（苦情の定義）

第1条 本協定にいう苦情とは、個々の組合員の人事考課、異動、表彰、懲戒処分、退職等の人事に関する異議又は疑義、その他の労働条件に関する異議、又は疑義、職場内でのいやがらせやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、あるいは労働協約の適用に関する異議又は疑義をいう。

（苦情処理委員会）

第2条 前条の苦情を公正かつ適切に処理するために、各事業場または全学に苦情対応委員会を設置する。苦情対応委員会は、苦情の申立毎に設置することとし、甲と乙からそれぞれ3名ずつ選出された6名の委員をもって構成する。

（苦情の申立）

第3条 組合員は、第1条の苦情について、原則としてそれを知った日から30日以内に乙に対して申立を行うことができる。甲と乙は、前項の申立があった日から原則として10日以内に、苦情対応委員会を招集し、速やかにその解決に努めなければならない。

2004年4月1日

国立大学法人信州大学

学 長 小宮山 淳 印

信州大学教職員組合

執行委員長 鵜飼 照喜 印